

2021年3月26日  
朝日生命保険相互会社

**「保険契約者代理特約」の発売に伴う「指定代理請求特約（2016）」、「指定代理請求特約D」  
および「リビング・ニーズ特約」の約款改定について**

朝日生命保険相互会社（社長：木村博紀）は、この度の「保険契約者代理特約」発売に伴い、下記のとおり「指定代理請求特約（2016）」、「指定代理請求特約D」および「リビング・ニーズ特約」を改定いたします。

記

**1. 対象商品**

「指定代理請求特約（2016）」

「指定代理請求特約D」

「リビング・ニーズ特約」

**2. 改定日**

2021年4月2日（金）

**3. 改定内容**

「主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則」を新設いたします。

※その他の変更はありません。

**4. その他**

この度の改定は、現在ご加入いただいている契約に適用されますが、お客様による契約変更等のお手続きの必要はございません。また、改定に伴う保険料の変更はありません。

以 上

## 約款の改定内容

## 1. 「指定代理請求特約（2016）」の改定内容

第14条の次に以下の第15条を新設いたします。

第15条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則

1. 第2条（特約の対象となる保険金等）中、(1)および(2)について、次のとおり読み替えます。

被保険者が受け取ることとなる次の給付\*<sup>1</sup>

(1)保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）

(2)社員配当金

(3)すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）

2. 主契約が新こども保険の場合は、次のとおり取り扱います。

(1)新こども保険に保険契約者代理特約を付加するときは、この特約を付加することはできません。

(2)この特約が付加されている主契約に保険契約者代理特約が付加されたときは、この特約は消滅します。

[第15条の補足説明]

\* 1 被保険者が受け取ることとなる次の給付

給付とともに支払われる金銭を含みます。ただし、被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を除きます。

## 2. 「指定代理請求特約D」の改定内容

第8条の次に以下の第9条を新設いたします。

第9条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則

第2条（特約の対象となる一時金等）について、次のとおり読み替えます。

第2条 特約の対象となる一時金等

この特約の対象となる一時金等は、この特約が付加された主契約および付加特約における被保険者が受け取ることとなる給付\*<sup>1</sup>（名称の如何を問いません。）とします。

[第9条の補足説明]

\* 1 被保険者が受け取ることとなる次の給付

給付とともに支払われる金銭を含みます。ただし、被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を除きます。

### 3. 「リビング・ニーズ特約」の改定内容

第36条の次に以下の第37条を新設いたします。

#### 第37条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則

主契約に保険契約者代理特約が付加されているときは、第3条（免責事由）の1. を次のとおり読み替えます。

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約 保 険 金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 保険契約者代理人の故意 (4) 指定代理請求人の故意 (5) 被保険者の自殺行為 (6) 被保険者の犯罪行為 (7) 戦争その他の戦乱